

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月18日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区芝四丁目14番1号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原 永三
グループマネジャー
総務室 藤原 謙
グループマネジャー

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社三菱ケミカルホールディングス 本店
(東京都港区芝四丁目14番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社三菱ケミカルホールディングスをいい、「対象者」とは、三菱レイヨン株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)、「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注4) 平成22年2月17日付で提出した公開買付届出書に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注5) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年2月17日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

(前略)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正を含みます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。）に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日ですが、延長又は短縮される場合もあります。）内に米国反トラスト当局が裁判所による本件株式取得の差止命令を取得しなければ、公開買付者は、上記待機期間が終了した後に本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成22年2月1日（現地時間）付で米国反トラスト当局に提出され、受理されています。

(中略)

公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の前日までに、米国反トラスト法に基づく待機期間が終了しない場合又は米国反トラスト当局の請求に基づく裁判所による本件株式取得の差止命令が出ている場合、欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又はロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

(前略)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正を含みます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。）に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日ですが、延長又は短縮される場合もあります。）内に米国反トラスト当局が裁判所による本件株式取得の差止命令を取得しなければ、公開買付者は、上記待機期間が終了した後に本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成22年2月1日（現地時間）付で米国反トラスト当局に提出され、受理されており、上記差止命令が出ることなく、平成22年2月16日午後11時59分（現地時間）に上記待機期間が終了しました。

(中略)

公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の前日までに、欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又は__ロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合（公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、米国反トラスト法に基づく待機期間が終了しない場合又は米国反トラスト当局の請求に基づく裁判所による本件株式取得の差止命令が出ている場合、__欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又は__ロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合を含みます。）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合（公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又は__ロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合を含みます。）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)